

横浜市立大学附属病院看護補助者(病棟クラーク)人材派遣 仕様書

第1 前提

横浜市立大学附属病院（以下「委託者」という。）及び労働者派遣をする事業主（以下「受託者」という。）は、労働者派遣契約に関し、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（以下「労働者派遣法」という。）等を遵守し、本仕様書に従い、契約を履行しなければならない。

第2 履行場所

横浜市金沢区福浦三丁目9番地
横浜市立大学附属病院

第3 履行期間

2024年4月1日から2025年3月31日まで

第4 派遣人員

20名

第5 就業部門

横浜市立大学附属病院 病棟部門
なお、状況に応じて部門間の異動あり。

第6 勤務時間

1 勤務曜日

月・火・水・木・金

2 就業時間

午前8時30分から午後5時まで（うち休憩1時間） 実働7.5時間

3 超過勤務

一日の勤務時間が8時間を超えた時間から25%割増。(午後10時から翌午前5時までには更に25%割増)

業務執行状況によっては、当日超過勤務を指示することがある。

第7 業務内容

主な業務は、次のとおり。院内規則及び勤務場所の運用方法に則り、遂行すること。

- (1) 入院時患者対応業務
- (2) 退院時患者対応業務
- (3) 診療録の準備等
- (4) カンファランス対応業務
- (5) 患者の併診・検査対応業務

- (6) 看護職員が行う、書類・伝票の整理および作成代行
- (7) 病棟日誌関連業務
- (8) 食事に関する連絡業務
- (9) 外出・外泊時の連絡業務
- (10) 看護用品および消耗品の整理整頓
- (11) 郵便物の整理業務
- (12) 掲示物管理業務
- (13) 病棟受付まわりの整理整頓業務
- (14) 入退院に関する確認業務
- (15) 診断書等の受付、医師への作成依頼、交付等
- (16) レンタル品申込対応
- (17) CD、フィルムスキャナー業務
- (18) 端末機の操作
- (19) システム障害時の患者案内（再診受付機停止時含む）及び緊急対応
- (20) 遺失物・拾得物の受付（総務課庶務担当への引き継ぎ）
- (21) 入院履歴の作成
- (22) その他付随業務
- (23) リーダーは、(1)～(22)の業務に加え、スタッフを差配するとともに、病棟クラークのシフト調整等を担う。

第8 業務従事者の注意事項

- 1 本業務に従事する者は、病院の特殊性を考慮し、患者及び来院者に対する言動や行動等に注意し、常に節度ある態度で業務を遂行すること。
- 2 本業務に従事する者は、当院が実施する安全管理研修及び感染対策研修を最低2回ずつ年度内に受講すること。

第9 個人情報の保護

本業務に従事する者は、委託者が策定した「個人情報保護マニュアル」を遵守すること。業務上知り得た患者等に係る個人の情報を他に漏洩してはならない。なお、このことについて、就業時間外及び本契約終了後も同様とする。

第10 健康管理・感染対策

- 1 受託者は、当院業務従事者全員の健康管理のため、年1回以上の健康診断を実施するとともに、その受託業務に必要な感染症検査等を実施する。有毒物等を取り扱う業務に従事する従事者の健康診断は、受託者の責任において関係法令の定めのとおりに行う。
なお、健康診断の結果、感染等が判明した場合は直ちに必要な措置を講じ、内容を委託者に報告すること。
- 2 受託者は、業務従事者に対し、当院が必要と判断する抗体価検査（麻疹、風疹、流行性耳下腺炎、水痘、B型肝炎）及びワクチンの接種（麻疹、風疹、流行性耳下腺炎、水痘、B型肝炎、インフルエ

ンザ、新型コロナウイルス感染症)は努力義務とする。なお、これに要する費用は受託者の負担とする。

- 3 受託者は、業務従事者に対し、業務従事前麻疹、風疹、流行性耳下腺炎、水痘、B型肝炎の抗体価検査を実施し、十分な抗体価の基準(別表1)に満たない場合は予防接種を実施し、再度抗体価検査を行うこととする。また、本仕様書の履行開始以前から当院で業務に従事している者は、履行開始時に予防接種不要と判断する要件(別表2)を満たす記録を委託者に提出することとする。業務従事開始後の感染対策については、別表3のとおり受託者の責任において行う。なお、これらの経費は受託者が負担するものとする。
- 4 受託者は、1項から3項に関する記録を委託者の求めに応じて提示する。

第11 その他特記事項

- 1 受託者は、滞りなく円滑に業務継続されるよう、派遣開始前までに現行の運用を十分に把握(現況調査)し、効率的な移行及び業務開始ができるようにする。また受託者は、契約の解除又は契約期間満了後に、本学が他の業者と契約を締結することとなった場合、業務を支障なく本仕様書のとおり遂行するために、他の業者と十分な引継期間を設け、業務の引き継ぎを行うものとする。
なお、派遣開始前の現況調査に伴う費用については、本契約受託者が負担することとする。
- 2 この仕様書に定めない事項については、必要に応じて、委託者及び受託者が協議して定める。

別表1 十分な抗体価の基準

	抗体価基準値	
	麻疹	EIA-IgG
風疹	EIA-IgG(推奨)	8 以上
	H I 法	32 倍以上
水痘	EIA-IgG	8 以上
流行性耳下腺炎	EIA-IgG	4 以上
B 型肝炎 (HBs 抗体)	EIA-IgG CLIA 法	10 以上

別表2 予防接種不要と判断する要件

	予防接種不要と判断する要件
麻疹、風疹、流行性耳下腺炎、水痘	<p>以下いずれかに該当する場合、予防接種不要と判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 医療機関が発行した過去2回のワクチン接種記録を提出できる (2) 過去に罹患した記録(診断書等)が診断書、もしくは同等の書類で提出できる (3) 十分な抗体価(別表1)が獲得されている記録が提出できる(およそ5年以内のもの)
B型肝炎	<p>以下いずれかに該当する場合、予防接種不要と判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) HBs抗体価が10mIU/mL以上の記録が提出できる(記録の期日は問わない) (2) 感染既往歴が提出できる (3) 医療機関が発行した過去2クール(3回×2クール)のワクチン接種記録が提出できる

別表3 業務従事開始後の感染対策

	業務従事後の感染対策
麻疹、風疹、流行性耳下腺炎、水痘	別表2に定める要件を満たさないウイルスに関しては、予防接種を実施し、要件を満たすまで年に1回の抗体価検査を行う。
B型肝炎	別表2に定める要件を満たす、満たさないにかかわらず年に1回の抗体価検査を行う。なお、別表2に定める要件を満たしていれば、ワクチン接種は不要とする。